

## 中学生年代の都道府県大会等創設・開催支援補助実施要領

令和4年11月30日  
スポーツ庁次長決定

### 1. 目的

本補助事業は、競技志向ではない生徒についても、活動の成果発表の機会を確保する必要があることから、国内における中学生年代を対象とした都道府県レベルのスポーツリーグ又は大会等（以下「都道府県規模のスポーツ大会等」という。）の主催者が総当たり戦や交流試合等の中学生の多様なニーズに対応した都道府県大会を創設・開催するために要する経費の一部を国が補助し、もって中学生のスポーツ振興に寄与することを目的としている。

### 2. 補助対象事業

中学生年代を対象とした総当たり戦や、交流試合等、競技志向ではない生徒も成果発表の場となる都道府県規模のスポーツ大会等

### 3. 補助対象事業者

都道府県規模のスポーツ大会等の主催者であって以下に該当する者

- ア. 法人格を有すること（財団、社団、株式会社、NPO等）。
- イ. 過去に都道府県規模のスポーツ大会等を開催した経験を有していること。

※上記に限らず、次のいずれかに該当するものは補助対象とはならない。

- ・ 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- ・ 興行的要素の強いもの
- ・ 他の補助金等の交付を受けるもの

### 4. 補助対象経費

諸謝金、旅費、借損料、備品費、消耗品費、通信運搬費、賃金、会議費、雑役務費、委託料

### 5. 補助金の申請上限額

1大会あたり2,000千円

※補助金の額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定する。